平成２３年（フ）第５号
埼玉県入間市牛沢町８番７号　ウイングスＢ101
債務者　新居富士子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２４号
埼玉県所沢市小手指町２丁目1419番地の１シャトル鈴木108、前住所埼玉県所沢市大字久米287番地の３　スズキハイツ102
債務者　伊藤　　巧
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２６号
埼玉県川越市大字砂969番地２　スカイカイト101号室
債務者　阿久津フジ子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４１号
埼玉県所沢市東所沢１丁目12番地の１　ユニハイム東所沢206、前住所埼玉県所沢市東所沢４丁目11番地の４　ロイヤルステージ東所沢２―404
債務者　金澤　　守
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８５号
埼玉県所沢市大字山口106番地の９　杉崎荘
債務者　金子　雪江
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８８号
埼玉県入間郡毛呂山町岩井東１丁目22番地14
債務者　河野　直美
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第９５号
埼玉県鶴ヶ島市南町３丁目３番３―107号県営鶴ヶ島南町住宅
債務者　阿部　正雄
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第９号
新潟市中央区小張木３丁目５番11号
債務者　須崎　幸子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９７号
岐阜県多治見市笠原町1228番地の38
債務者　稲垣　篤則
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第８号
岐阜県多治見市小泉町７丁目148番地　エトワールⅡ―201
債務者　濱田美登里
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第９号
岐阜県多治見市小泉町７丁目148番地　エトワールⅡ―201
債務者　濱田恵里沙
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１０号
岐阜県土岐市肥田町浅野914番地の１　メゾンカミバヤシ202号、従前の住所岐阜県土岐市泉町久尻539番地の１　真栄マンション土岐駅前1104号
債務者　松田陽一朗
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１１号
岐阜県土岐市肥田町浅野914番地の１　メゾンカミバヤシ202号、従前の住所岐阜県土岐市泉町久尻539番地の１　真栄マンション土岐駅前1104号
債務者　松田由紀子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１２号
岐阜県土岐市肥田町浅野564番地　フレグランス103号、従前の住所岐阜県土岐市泉町久尻539番地の１　真栄マンション土岐駅前1104号
債務者　松田とし子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１９号
愛知県清須市東須ケ口143番地
債務者　髙木　則勝
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第２６号
岐阜県多治見市市之倉町２丁目85番地の11
債務者　東山　吉昭
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで岐阜地方裁判所多治見支部